

よくある問い合わせ

給付対象となるのはどのような世帯ですか。

基準日(令和5年12月1日)時点で島田市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯です。

次の①から④の全てに該当する場合は、給付金の支給対象世帯となります。

(1つでも該当しない場合は、支給対象世帯に該当せず、給付金を受け取れません。)

- ①世帯の中に、令和5年度の住民税が課税となる人(課税となる所得があるのに申告していない人を含む)がいないこと。
- ②住民税が課税されている人の扶養親族等(青色事業専従者及び事業専従者を含む)のみで構成する世帯ではないこと。
- ③世帯の中に、外国からの研修生や実習生などで租税条約による住民税の免除を届け出ている人がいないこと。
- ④世帯の中に、既に他の自治体で給付金(追加支給分)を受給している人がいないこと。

※注意事項:本給付金の支給後、修正申告等により課税となった場合など支給要件に該当しなくなった場合や記載事項について虚偽であることが判明した場合には給付金を返還していただく必要があります。

令和5年度の住民税非課税とは、いつの収入で判断されるのですか。

令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入で判断されます。

親(子ども)の扶養を受けているかわかりませんが、確認書が届きました。対象となりますか。

世帯全員が、島田市内外問わず別世帯の課税されている親族等の扶養を受けている(世帯員の一部が扶養を受けている場合は除く)世帯は対象となりません。扶養を受けているか不明な場合は、ご親族に必ずご確認ください。なお、給付金受給後に、課税されている親族等の扶養を受けていることが判明した場合には、給付金を返還していただくこととなります。

※学生や新社会人の方が、課税されている親族等の扶養を受けていることが判明し給付金を返還いただく事例がありますので、必ず、ご確認ください。

世帯に課税となるような所得があるものがあるが確認書が届きました。確認書の返却等必要ですか。

住民税が未申告の方がいる世帯には確認書をお送りしています。住民税均等割が課税となるような所得がある方がいる世帯は対象となりませんので、確認書の提出は必要ありません。

令和5年12月2日以降に島田市へ転入した場合、対象となりますか。

基準日である令和5年12月1日に、島田市に住民登録がある方が対象となるため、本市での対象にはなりません。転入前の自治体で支給対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

島田市から転出しましたが申請はできますか。

令和5年12月1日時点(基準日)で島田市に住民登録があれば対象となります。
この場合、申請日時点の世帯構成を確認するため、住民票の写し(世帯全員のもの)が必要となります。

確認書・申請書の申請期限はいつになりますか。

令和6年3月15日(金)【当日消印有効】を期限としています。
窓口の場合は、令和6年3月15日(金)の午後5時までとなります。

「支給のお知らせ」が送付されたのですが、どのような手続きが必要ですか。

通知文書に印字された口座で受給される場合は手続きは不要です。
それ以外の口座(世帯主名義)への振込みを希望される場合は、通知文書に記載されている期限までに給付金窓口へ電話でご連絡ください。別途、「届出書」の提出が必要です。

「支給のお知らせ」が送付された場合、何もしなくても給付金を受給できるとのことですが、給付金を受け取りたくない場合はどうしたらよいですか。

受給を拒否される場合は、通知文書に記載されている期限までに給付金窓口へ電話でご連絡ください。別途、「届出書」の提出が必要です。

給付金が振り込まれる口座は、どの口座となりますか。

令和5年度の島田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を島田市で受け取った「世帯主名義の口座」に振込まれます。

確認書に口座内容が印字されているのですが、印字された口座への振込みを希望する場合、どのような手続きが必要ですか。

確認書の記載内容をご確認の上、「世帯主氏名」「確認日」及び「電話番号」をご記入の上、返信用封筒にてご提出ください。

本人確認書類及び通帳のコピーは不要です。

受給者(世帯主)以外の振込先に変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

原則、世帯主口座への振込みとなります。

やむを得ない理由により世帯主以外に支給する場合は、確認書や申請書の裏面「委任欄」の記入や「請求者(世帯主)の本人確認書類」「代理人の本人確認書類」「口座確認書類」が必要です。ご不明な点は給付金窓口にご相談ください。

確認書の口座情報が空欄で届きました。どのような手続きが必要ですか。

過去に島田市で同種の給付金を支給していないなどにより、口座情報を把握していない場合や、過去に給付金を受給したが金融機関の統廃合により支店が変更となった場合などは、確認書の口座情報は空欄で送付します。

確認書には、必要事項に加え、世帯主の方の口座情報をご記入のうえ、「口座確認書類」および「本人確認書類」をそれぞれ添付して返送してください。

支給対象者と思いますが、支給のお知らせ(確認書)が送付されてきません。自分が対象者かどうか確認はできますか。

対象となる世帯の世帯主様、対象となる可能性のある世帯の世帯主様宛に1月24日に案内通知を発送します。大量に発送しているため、郵便局の配達に日数がかかるものと思われます。

なお、具体的に給付金の対象者であるかの確認は、お電話による回答はできませんので、本人確認書類をご持参のうえ、島田市役所福祉課の給付金窓口までお越しください。(平日の午前9時から午後5時まで開設)

郵便事情により郵便物が届かずに市にてお預かりしている場合や申請による手続きが必要な場合もあります。島田市から、「支給のお知らせ」や「確認書」が届かない場合でも、令和5年度住民税非課税世帯に該当すれば、受給することができます。(申請が必要)

生活保護の受給世帯は、給付金の支給対象となりますか。

生活扶助を受けている場合は、非課税となることから、支給対象となります。ただし、生活保

護制度における世帯に関わらず、住民基本台帳により基準日の世帯単位で課税状況を判定しますので、住民税が課税されている者がいる世帯や、住民税が課税されている者に扶養されている者のみで構成されている世帯は、支給対象となりません。なお、この給付金は生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定されません。

外国人は支給対象ですか。

基準日(令和5年 12 月1日)時点で、島田市に住民票がある外国人で、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯は、支給対象となります。ただし、住民税が課税されている方に扶養されている方のみからなる世帯は、支給対象となりません。また、租税条約に基づき課税を免除された方が世帯の中にいるときは、支給対象となりません。

申請などの手続きは窓口でもできますか。

窓口でも可能です。市役所1階福祉課内の給付金窓口で受付します。平日の午前9時から午後5時までにご来庁ください。

口座振込でなく、現金で受け取ることはできますか。

原則、口座振込となりますが、銀行口座を持っていない方などのやむを得ない事情がある方は給付金窓口にご相談ください。